

議案第 1 号

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程の制定について

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程

令和 8 年 4 月 1 日
規程第 1 号

青森公立大学事務局規程（平成 2 1 年規程第 2 3 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 5 項中「主査」の次に「、主任」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

青森公立大学事務局規程（平成21年規程第23号）
新旧対照表

改正後	改正前
青森公立大学事務局規程	青森公立大学事務局規程
<p>第1条～第3条（略） （職制）</p> <p>第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。</p> <p>2 事務局に次長又は参事を置くことがある。</p> <p>3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。</p> <p>5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査、<u>主任</u>及び主事とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和8年規程第1号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（略） （職制）</p> <p>第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。</p> <p>2 事務局に次長又は参事を置くことがある。</p> <p>3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。</p> <p>5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査_____及び主事とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（略）</p>

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程の制定について

1 趣旨

設立団体である青森市では、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、2級の職員を新たに「主任」とする改正をしたところである（令和8年4月1日施行）。

本学においても、給与などについては設立団体の対応を踏まえ準拠してきていることから、同様の対応をとるもの。

2 改正規程

青森公立大学事務局規程

3 改正内容

第4条第5項に「主任」を加える。

4 施行期日

令和8年4月1日